

## 倉吉市地区防災リーダー育成支援事業実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、市内の地区(地区自治公民館協議会を構成する区域をいう。以下同じ。)において自主防災組織が実施する防災活動(以下「自主防災活動」という。)の指導的な役割を担う防災リーダー(以下「地区防災リーダー」という。)の育成支援の実施に関し必要な事項を定めることにより、自主防災組織の育成及び強化並びに地区単位の住民同士の助け合い(以下「共助」という。)による防災活動の推進を図ることを目的とする。

### (活動内容)

第2条 地区防災リーダーは、居住する地区(以下「居住地区」という。)において、次に掲げる活動を行う。

- (1) 居住地区の住民に対する防災意識の普及啓発に関する活動
- (2) 防災研修、防災訓練など平常時の自主防災活動に対する企画立案、指導、助言等
- (3) 災害時の自主防災活動の指導、助言等
- (4) その他共助による防災活動の推進に必要な指導、助言等

### (推薦)

第3条 地区自治公民館協議会長(以下「地区協議会長」という。)は、当該地区に居住する者の中から地区防災リーダーとして育成したい者を市長に推薦する。

2 前項の推薦は、倉吉市地区防災リーダー候補者推薦書(様式第1号)により行うものとする。

### (リーダー候補者の認定)

第4条 市長は、前条第1項の推薦を受けた者が次に掲げる事項を全て満たすと認めるときは、地区防災リーダーの候補者(以下「リーダー候補者」という。)として認定する。

- (1) 居住地区において、地区防災リーダーとして第2条に掲げる活動を行う意欲を有すること。
- (2) 防災士の認証を受けた旨の情報を、市内の自主防災組織及び自治公民館に提供することに同意できること。

### (リーダー候補者に対する支援)

第5条 市長は、リーダー候補者(リーダー候補者として認定したときに、既に特定非営利活動法人日本防災士機構(以下「防災士機構」という。)から防災士の認証を受けている者を除く。)に対し、防災士の認証を受けるために必要な次の経費を支援する。

- (1) 防災士機構の認証を受けた研修機関が実施する防災士研修講座の受講料
- (2) 防災士機構が実施する防災士資格取得試験受験料
- (3) 防災士機構が実施する防災士認証登録申請料

### (地区防災リーダーの認定及び登録)

第6条 市長は、リーダー候補者のうち、防災士機構から防災士の認証を受けた者を地区防災リーダーとして認定し、倉吉市地区防災リーダー登録名簿(様式第2号)に登録する。

2 市長は、前項の規定により地区防災リーダーを認定及び登録したときは、当該リーダーを推薦した地区協議会長に対し、その旨を通知するものとする。

### (貸与品)

第7条 市長は、前条第1項の規定により地区防災リーダーとして登録された者(以下「リーダー登録者」という。)が居住地区で活動しやすい環境を整えるため、リーダー登録者に対し、次の被服等を貸与する。

(1) 帽子

(2) ベスト

(3) その他市長が必要と認める物

2 リーダー登録者は、居住地区で第2条に規定する活動を行うときは、前項の貸与品を着用するように努めなければならない。

(リーダー登録者に対する支援)

第8条 市長は、リーダー登録者の防災に関する知識及び技術の向上を図るため、当該登録者を対象とした防災研修会等の実施その他の必要な支援を行う。

(登録の変更及び抹消)

第9条 リーダー登録者は、第6条第1項に規定する登録名簿の記載事項に変更があったとき、又は第2条に掲げる活動を行うことが困難になったときは、居住地区的地区協議会長の承認を得たうえで、倉吉市地区防災リーダー登録（変更・抹消）届出書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の届出書の提出があったときは、第6条第1項の規定する登録名簿を変更又は抹消するものとする。

3 市長は、リーダー登録者がやむを得ない事由により第1項の届け出をすることができないときは、居住地区的地区協議会長の承認を得たうえで、登録名簿の変更又は抹消をすることができる。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、地区防災リーダーの育成支援に関し必要な事項は、防災調整監が別に定める。

#### 附 則

この要綱は、平成29年8月9日から施行する。